

総論 知的財産

知的財産の概要および施策

たかはし みつなり
高橋 三成

特許庁審判部
第4部門(自然資源・住環境)
部門長



1 知的財産権の概要

連日紙面を賑わせていたスマートフォンを巡るアップル対サムスンの知的財産紛争、iPS細胞の新特許取得や切り餅の切り込み特許訴訟のニュースは、特許に関心がなかった人にも知的財産権を身近に感じさせてくれました。

この知的財産権とは一般的に、「知的創造物」と「営業上の標識」を独占的に使用する権利の総称と定義されています。知的財産権は、知的財産（知

的活動から生じた財産的価値を有する情報）から生じる全ての権利のことで、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の多くの権利の総称です。知的財産権は、これらの権利を一定期間に限って、独占して実施や使用ができる権利です。

特に、特許権は、技術的なアイデアを対象として、比較的レベルの高いもの（発明）を対象とする権利です。この権利取得のためには、特許出願をして、審査を経て、特許権の設定登録が行わ

れると、特許権が発生し、保護期間は出願から20年です。特許権の効力を、特許法では「特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有する」と規定して、特許発明を保護しています。この「特許発明を実施する」とは、特許発明を利用することであり、生産、販売、輸入、使用などの行為のことです。また「専有する」とは発明の利用ができるのは特許権者だけであると規定して、他人が勝手に発明を実施することや、真似ができないようにしています。

特許権の保護対象は発明で、特許法では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されています。自然法則に反するものや、自然法則でないもの（人為的な取り決め等）は、特許法上の発明には該当しません。また、自然法則そのものも「発見」にはなっても、発明にはなりません。さらに「技術」とは、一定の目的を達成するための具体的な手段を意味しており、第三者に客観的に伝達できて、第三者が実現・再現できるものをいいます。そして、技術的に高度であることは、「発明」と「考案」とを明確に区別するための要件です。技術的に高度なものは「発明」として特許法で保護され、

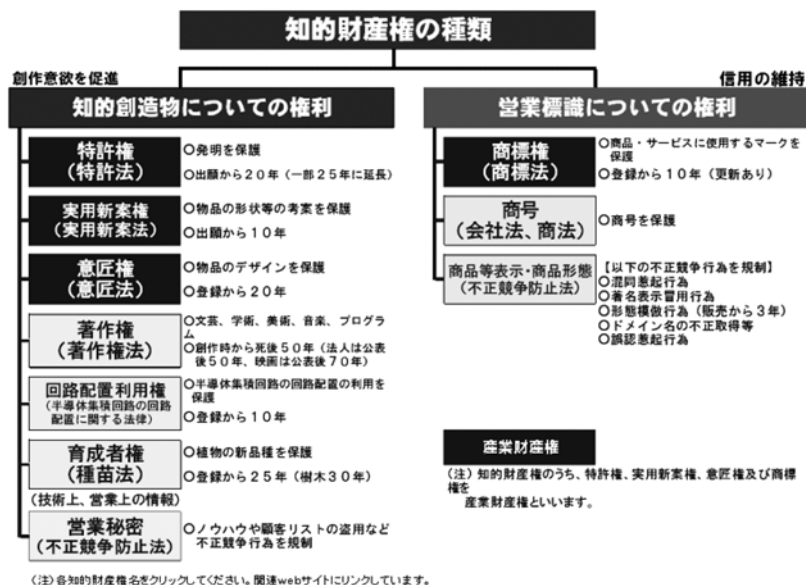


図-1 特許庁HPより抜粋

高度でないものは「考案」として、実用新案法で保護されます。

また、発明には、「物」、「方法」、「物を生産する方法」の3つのカテゴリーがあります。今回の「推進工法における知的財産」という特集ですが、推進工法は、「方法」ですので、優れた技術は「方法の発明」として保護されることになります。

その他の知的財産権として、意匠は、物品の美的な外観を求めて創造されるデザインであり、このデザインを保護するための権利が意匠権です。保護対象は、物品の形状、模様、色彩またはこれらの結合で、視覚によって美感を起させるものです。

商標には、その製品を作った企業を明らかにするという機能があり、消費者はそれによって製品の性能や品質を判断して購入するかどうか判断する一助とします。商標権はこのような大事な役割を担う商標を保護するためのものです。保護対象は、文字、図形、記号、立体的形状またはこれらと色彩との結合で、商品や役務に業として使用するものです。

著作権とは、音楽・絵画・文章などの著作者（創作した人）の利益を保護するための権利です。保護対象は、思想または感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものです。

2 最近の知的財産を巡る状況

2.1 概況

この数年、日本政府は「知的財産立国」の実現を目指し、様々な施策を進めてきています。また、産業界や大学等の動向をみますと、産学官連携の推進、企業における知的財産戦略意識の変化、地方公共団体における知的財産戦略の策定等、知的財産を取り巻く環境は大きく変化しています。これからも、

知的財産権制度の活用については、日本経済の活性化だけではなく、企業や大学・研究機関においても重要な位置を占めていくことになります。

一方、経済の国際化に伴い、知的財産分野の国際化は急速に進展しています。BRICS、ASEANなどの新興国の経済発展は、知的財産分野にも大きな影響を与えており、2011年には中国が米国を抜き特許出願件数で世界第一位となる象徴的な出来事がありました。また、米国では、国際調和の最大の障壁であった「先発明主義」を廃止して「先願主義」を採用する法案の審議が進展し、2011年9月に改正特許法が成立しました。この米国での動きに合わせて、特許制度の国際的な調和への要請がこれまで以上に高まり、2011年6月から日米欧中韓の五大特許庁の枠組で、特許制度調和に向けた議論が開始されました。

また、デザインやブランドを保護する知的財産として、意匠や商標の重要性が高まってきています。特許庁では、デザイン、ブランドの活用を支える意匠、商標の国際的な保護の環境を整えるため、意匠の国際的な意匠登録制度であるヘーグ協定への加盟、音や動きなどを商標として認めるための検討が課題となっています。

2.2 特許出願・審査を巡る状況

次に、特許出願・審査を巡る状況ですが、近年、日本の出願人が海外で特許の権利取得を図る傾向が強まっています。日本出願人による国際特許出願は、2011年に前年比20%増と、急激に増加しており、また、グローバル出願率も増加しています。特許出願先は、これまでは日米欧が中心でしたが、日米欧中韓へシフトしてきています。国際特許出願とは、日本特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際特許出願（PCT出願）のことで、グローバル出願率とは、国内へ出願される特許出願のうち外国にも特許出願される件数の比率をいいます。国際的な事業展開に伴い、日本発の技術を核にした海外での権利取得を進める企業等にとり、日本において強く安定した権利を早期に確保することは、その重要な基礎となります。一方、現状の問題点として、日本企業の国内出願が、出願の厳選、外国出願の重視、研究開発費や知財活動費の減少などを背景として、減少傾向にある点があげられます。

権利の早期付与に関しては、特許庁は、2013年に一次審査（FA）がされるまでの、審査順番待ち期間を11か月にするという目標に向けて取り組んでおり、図-2に示すように、近年、審査

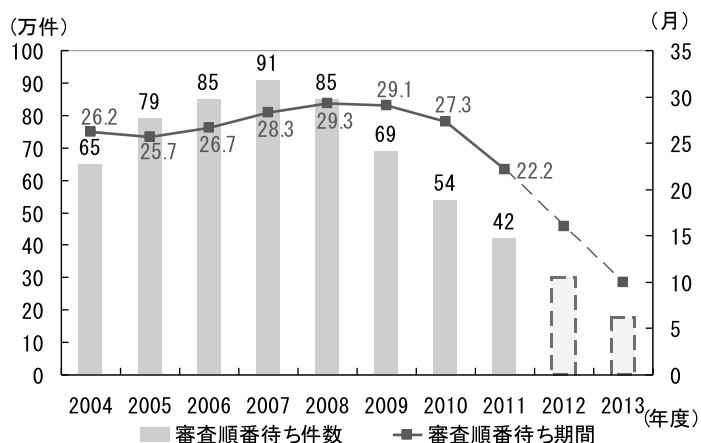


図-2 審査順番待ち（滞貨）件数